

施策評価（令和6年度）

施策評価調査

基本政策2 生活環境			
目指す姿1 犯罪・事故のない地域の実現			
幹事部局名	生活環境部	担当課名	県民生活課
評価者	生活環境部長	評価確定日	令和6年7月31日

2 施策の状況

2-1 成果指標の状況及び定量的評価

	施策の方向性、指標名(単位)	年度	2019 (R元)	2020 (R2)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	直近の 達成率	配点	備考
①	【施策の方向性①】 刑法犯認知件数(件)	目標			前年比減	前年比減	前年比減	前年比減	71.5%	1	
		実績	2,162	2,382	1,871	2,403					
	出典: 県警察本部調べ	達成率			105.6%	71.5%					
②	【施策の方向性②】 犯罪被害者等に対する関心と理解を深めるイベント等への参加者数(人)	目標			275	300	325	350	134.3%	4	
		実績	250	164	183	403					
	出典: 県調べ	達成率			66.5%	134.3%					
③	【施策の方向性③】 交通事故死者数(人)	目標			27以下	27以下	27以下	27以下	81.5%	2	
		実績	40	37	33	32					
	出典: 県警察本部「交通統計」	達成率			77.8%	81.5%					
④	【施策の方向性③】 交通事故重傷者数(人)	目標			200以下	200以下	200以下	200以下	115.0%	4	
		実績	250	251	188	170					
	出典: 県警察本部「交通統計」	達成率			106.0%	115.0%					
⑤	【施策の方向性④】 除排雪団体数(累積)(団体)	目標			65	70	75	80	98.6%	3	
		実績	46	51	63	69					
	出典: 県調べ	達成率			96.9%	98.6%					
⑥	【施策の方向性⑤】 県・市町村消費生活センターにおける消費生活相談員の資格保有率(%)	目標			75	75	75	75	94.7%	3	
		実績	64	67	69	71					
	出典: 県調べ	達成率			92.0%	94.7%					

※ 指標の判定基準

4点: 達成率 $\geq$ 100% 3点: 100% $>$ 達成率 $\geq$ 90% 2点: 90% $>$ 達成率 $\geq$ 80%
 1点: 80% $>$ 達成率 $\geq$ 70% 0点: 70% $>$ 達成率 n: 実績値が未判明

定量的評価結果	計算式
2.83 (c相当)	$ \begin{array}{rcl} 4点 \times 2個 & = & 8点 \\ 3点 \times 2個 & = & 6点 \\ 2点 \times 1個 & = & 2点 \\ \hline \text{合計} & 17点 \div 6個 (\text{判明済み指標}) & = 2.83 \end{array} $

※ 成果指標において実績値が未判明となった指標がある場合には、それを除いて平均点を算出する。

※ 定量的評価の判定基準

a相当: 平均点が3.6点以上 b相当: 平均点が3.2点以上3.6点未満 c相当: 平均点が2.8点以上3.2点未満
 d相当: 平均点が2.4点以上2.8点未満 e相当: 平均点が2.4点未満

2-3 主な取組状況とその成果

【施策の方向性① 防犯意識の向上と防犯活動の促進】

- ・ 県民、行政が連携し、犯罪の起こりにくいまちづくりに向けて各種施策を推進したが、令和5年の刑法犯認知件数は2,403件と令和4年から532件増加した。警察庁では、原因を昨年5月の新型コロナウイルス感染症の5類移行による人流復活と分析しており、全都道府県で増加したが、本県は全国で3番目に少ない件数であった。
- ・ 防犯情報紙「いかのおすし通信」等による情報提供や自主防犯活動優良団体への表彰により、防犯に対する意識の高揚と活動の活性化を図った（情報紙：年3回、各800部、優良団体表彰：5団体）。

【施策の方向性② 犯罪被害者等への支援】

- ・ 犯罪被害者週間（11/25～12/1）に合わせて「県民のつどい」を開催し、犯罪被害遺族の講演を行うなど、犯罪被害者等支援の重要性に関する県民の理解を深めた（会場：秋田市、参加者：343人）。
- ・ 秋田県犯罪被害者等支援基本計画に基づき研修会を開催し、総合的な対応窓口である市町村担当者の技能の習得を支援したほか、地域振興局、県警、（公社）秋田被害者支援センター等との連携強化を図った（各機関から60人参加）。
- ・ 性暴力被害者に被害直後の相談から総合的な支援をワンストップで提供している「あきた性暴力被害者サポートセンター」において、被害者の心身の負担軽減と健康回復を図るとともに、県内全ての高校・大学等にリーフレットを配布しセンターの周知を図るなど、被害の潜在化防止に取り組んだ（相談件数87件<△91件>）。
- ・ 県内の小中学校を対象に、児童生徒が犯罪被害者遺族の講演を聴講することにより、罪を犯してはならないという規範意識の向上と犯罪被害者等を支える気運の醸成を図るため「命の大切さ学習教室」を開催した（9校、聴講者延べ数1,248人）。

【施策の方向性③ 「人優先」を基本とした交通安全対策の推進】

- ・ 高齢者の事故防止を図るため、交通事故防止のテレビCMを放送したほか、関係機関・団体と連携し、高齢者が参加するイベントなどで反射材着用啓発リーフレットと反射材を配布し、着用の促進を図った（参加イベント：老人クラブ文化祭）。また、民生委員等の協力を得て、高齢者宅への反射材配付及び事故防止に関する注意喚起を行った。
- ・ 横断歩道における歩行者優先（歩行者ファースト）を徹底させるため、横断歩行者等妨害等違反の取り締まりを強化した。また、県内全14警察署において、交通事故を繰り返し起こした高齢者ドライバーの希望に応じて、ドライブレコーダーを無料で貸し出し、録画した映像を基に担当署員が運転を個別指導する取組を行った（平成30年9月開始、令和6年3月末現在累計81人利用）。
- ・ 運転疑似体験型集合教育装置（KYT）を用いた集団指導による危険予測訓練を実施した（157回）。

【施策の方向性④ 総合的な雪対策の推進】

- ・ 地域における除排雪の課題を解決するため、県北、県央、県南に各1人の支援員を配置し、高齢者世帯等の除排雪活動を実施する地域団体の立ち上げや既存団体の活動継続に向けた体制整備、団体同士の連携強化等の取組を支援した（設立6団体）。
- ・ 雪下ろし等による事故防止のため、SNSの活用やチラシ等の配布など、様々な広報媒体により安全な除排雪の普及啓発に取り組んだほか、各地域振興局において県警や消防等と協働し、安全な雪下ろしに関する講習会を開催した（開催回数19回、参加者497人）。
- ・ 関係業界団体（2団体）の協力を得て、雪下ろし協力業者を13者確保するとともに、想定外の大雪時に、地域を越えて雪下ろし業者を派遣しあう仕組みづくりに努めた。

【施策の方向性⑤ 自立した消費者の育成と消費者被害の防止】

- ・ 県相談員の各種研修会への参加（延べ35人）、市町村相談員を対象とした研修会の実施（参加者24人）、市町村が行う相談体制の整備等に対する支援（11市町村）などにより、県内の消費生活相談体制の充実強化を図った。
- ・ 高齢者の特殊詐欺等被害を防止するため、テレビCMやウェブ広告、バスの車内放送による注意喚起のほか、県警・市町村・社協・民生協・生協等の関係機関等と連携し、啓発リーフレットを配布（80,000部）した。
- ・ 自立した消費者の育成を目指し、若年者向けに啓発リーフレット（6,700部）の配布やウェブ広告、バス及びJRの車内広告を実施したほか、各種出前講座の実施等により消費者教育の推進を図った。

3 総合評価と評価理由

総合評価	評価理由
C	成果指標の達成率を基にした定量的評価は2.83で「c相当」であることから、総合評価は「c」とする。
	【定性的評価として考慮した点】 ・

5 主な課題と今後の対応方針

施策の方向性	課題	今後の対応方針
①	○ 平成14年以降、刑法犯認知件数は全国最少レベルにあるが、子どもへの声かけ事案等は依然として多く発生しており、誘拐などの重大事案に発展することも懸念される。また、子どもの安全確保に向けて見守り活動を各地域で行っている自主防犯活動団体数の減少や活動員の高齢化が進んでいる。	○ 引き続き、地域を中心とした防犯活動を推進するため、安全・安心まちづくり担当者会議等を通じて、自主防犯活動の推進、環境整備の促進を図る。また、自主防犯活動団体の活動状況の積極的なPRや活動情報の共有を図るとともに、優良団体の表彰により意欲の向上を図り、活動の活性化と活動員の確保につなげていく。
②	○ 近年、年齢や性別を問わず、多様な性犯罪・性暴力による被害が顕在化してきている。 ○ 犯罪被害者等が置かれた状況を知る機会は限定的であり、支援に関する県民の理解が十分とは言えない。	○ 性被害に遭った方の相談につながるように、リーフレットやSNSなど多様な媒体を活用し、性暴力被害者サポートセンターの支援情報を分かりやすく発信する。また、児童相談所や県教育庁などの関係機関と連携し、子どもを性被害から守る取組を強化する。 ○ 犯罪被害者等の平穏な生活の早期回復と、犯罪被害者等を温かく見守り、支援する社会の形成を図るため、引き続き、各種広報媒体の活用やイベントの開催により周知・啓発活動に取り組んでいく。
③	○ 交通事故死者数に占める高齢者の割合が65.6%と全国平均を上回っている。高齢者の歩行中の死者は8人(38.1%)と前年と同数であり、依然として高い割合を占めている。 ○ 交通事故の発生件数は減少しているものの、自転車に関係した事故が毎年100件以上発生しているほか、本県の自転車利用者のヘルメット着用率は令和5年7月に警察庁が実施した調査において、全国平均13.5%を大きく下回る3.5%にとどまっている。	○ 引き続き、老人クラブ文化祭等の高齢者が多く集まる機会を捉えて、反射材の配布とその効果の周知を行い、着用を促すほか、高齢者を訪問する機会が多い民生委員等に協力を依頼し、反射材の配布や事故防止の注意喚起を行う。また、高齢運転者に対して啓発資材を活用した交通安全の呼びかけを行い、運転時の安全意識を高める。 ○ 「第11次秋田県交通安全計画」及び「秋田県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の普及啓発活動をする中で、法令遵守や交通マナーの向上、自転車損害賠償責任保険等への加入を働きかけていく。また、道路交通法の改正により、令和5年4月1日から全ての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務となったことから、交通事故被害の軽減のためにも、関係機関・団体と協力しながら自転車利用時のヘルメット着用の普及啓発を実施していく。
④	○ 人口の減少、少子高齢化の進行等により地域の支え合い（共助）の力が弱まっており、除排雪の担い手が不足してきている。 ○ 降雪量によっては業者へ派遣依頼がないなど、業務量が安定しないため、大雪時に他地域へ派遣可能な一定数の雪下ろし協力業者の確保が困難となっている。	○ 引き続き、地域における住民同士の支え合いを基本とした除排雪団体（共助組織）の立ち上げや既存団体の活動継続を支援するとともに、損害保険会社等の協力による除排雪作業中の高齢者等に対する声かけやチラシ配布のほか、健康教室など高齢者が多く集まる機会を活用して事故防止を注意喚起する。 ○ 令和3年度に構築した、雪下ろし業者を他地域に派遣する仕組みを検証するとともに、引き続き業界団体の協力を得ながら、協力業者の確保に努める。
⑤	○ デジタル化の進展などにより、通信販売等のトラブルが増加している。また、事業者の広域化により紛争解決が困難になるなど、消費者問題が複雑化・多様化している。 ○ 成年年齢の引下げによる若年者の消費者被害の発生・拡大、高齢者世帯の増加に伴う高齢者の消費者被害の増加のほか、全世代において特殊詐欺被害の深刻化が懸念されている。	○ 消費生活相談員の資格取得推進や研修の受講・実施によるスキルアップを図り、相談体制の強化に努める。 ○ 「第2次秋田県消費者教育推進計画（令和2～6年度）」に基づき、関係機関との連携を強化しながら、若年者・高齢者への消費者教育・啓発活動を強化するほか、各年代に対する消費者教育を推進し、被害に遭わないための「自立した消費者」の育成を目指す。

6 政策評価委員会の意見

自己評価「c」をもって妥当とする。